

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和7年2月5日（水）

白井市役所東庁舎3階会議室302、303

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項
 - 議案第1号 白井市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
 - 議案第2号 白井市附属機関条例の一部改正に係る意見聴取について
 - 議案第3号 白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第4号 令和6年度白井市教育費補正予算（第11号）（案）について
 - 議案第5号 令和7年度白井市教育費当初予算（案）について
 - 議案第6号 白井市優良児童生徒表彰の推薦について
7. 報告事項
 - 報告第1号 要保護準要保護児童生徒の認定について
8. 委員質疑
9. その他
10. 教育長閉会宣言

○出席委員等

教 育 長	井上 功
委 員	齊藤 豊
委 員	中里 敏康
委 員	松田 加奈子
委 員	久保 利枝

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長	榛沢 宏一
教育部参事	大高 一穂
教育総務課長	落合 一矢
生涯学習課長	西口 武雄
文化センター長	高花 宏行

書 記 中村 妃佐

書 記 原川 楓乃

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 ただいまより令和7年第2回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは初めに、出席者数を御報告いたします。

本日の出席委員数は、5人全員ですので、会議は成立です。

本日の議題は、お手元の議事日程のとおりです。

○会議録署名人の指名

○事務局 日程2、会議録署名人は、教育長より事前に齊藤委員、中里委員が指名されております。よろしく願いいたします。

○前回会議録の承認

○事務局 日程3、前回会議録の承認について、訂正等がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○事務局 ないようですので、前回の会議録は承認されました。

○委員報告

○事務局 日程4、委員報告について、各委員からお願いいたします。

○中里委員 1月12日日曜日、令和7年梨光式に参加してきました。成人した子供たちの立派な姿が見られて、とてもよかったと思います。

昨年も申したのですが、来賓等の挨拶だけではなく、例えば成人代表の挨拶や講演などのイベント等ができれば、もっと盛大になるのかなと思いました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。ほかにありましたらお願いします。

○久保委員 1月16日木曜日、第5回市町村教育委員研究協議会（オンライン）に参加をしました。今週の金曜日に都内で行われるもののオンライン版ですけれども、全体会の後にテーマごとに分かれて全国の教育長さん、教育委員さんと話し合いをしました。

分科会1回目のテーマは学校の働き方改革について、2回目のテーマは部活動の地域連携や地域移行についてということで意見交換をし合ったのですけれども、全国どこも悩み、問題点が似ていて、いろいろな意見をぶつけ合うことで解決策が生まれるというか、頑張っていかなければ、という考えにさせられて、とても有益なグループ協議でした。

○事務局 ありがとうございます。ほかにありますか。

○松田委員 1月24日金曜日、令和6年度第2回教育長・教育委員研修会に参加しました。当日の演題は、「教師を取り巻く環境整備について」ということで、今、教師不足ですとか働き方改革がいろいろと課題になっているので、環境整備という重要性について改めて考えさせられました。

白井市でも、これから部活動の地域展開ですとかコミュニティ・スクールがどんどん進んでいくと思うので、こういった先生方の負担軽減につながればいいなと思いました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○齊藤委員 1月25日土曜日、文化財防火デーの一環で、市指定文化財の西福寺のイチョウが燃えたという想定防災訓練に参加してきました。

イチョウの木は、市内でも3本の指に入る古木ということで、樹齢は約420年、高さは16メートル、枝張りが13メートル、幹回りは510センチで、市内最大級になるということです。

西福寺は今、住職さんが兼務で人がいないのですけれども、周りには谷田地区の民家もありますので、もし火事になったら民家にも燃え移るところで、皆さん、地元の消防団、消防署を含めて真剣に防災訓練をされていました。

当日は天気の悪い寒い日の防災訓練でしたが、どんな災害もいつ起こるか分からないからこそ参加させていただきました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。委員の皆様からご報告を頂きました。

○教育長報告

○事務局 次に、日程5、教育長報告です。

井上教育長、お願いいたします。

○井上教育長 教育長報告を行います。

1月12日日曜日、中里委員から報告ありました「梨光式～はたちのつどい～」に出席いたしました。

1月18日土曜日、印西市において印西近隣中学校駅伝大会が開催されました。大山口中学校が男女準優勝ということで、活躍を見せていました。

1月19日日曜日、白井市消防出初式に出席いたしました。

1月24日金曜日、松田委員から報告ありました令和6年度第2回教育長・教育委員研修会に参加いたしました。

1月25日土曜日、齊藤委員から報告ありました西福寺で行われた文化財防火デー、防災訓練に参加いたしました。

2月2日日曜日、市総合防災訓練が総合公園で行われました。たくさん関係機関が連携した大規模な訓練で、かなり寒い日でありましたが、大変有意義な訓練であったと感じました。

同日、栄区節分祭豆撒き大会に参加させていただきました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

ただいまの委員報告、教育長報告で確認したいことなどありましたら、お願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

○非公開案件について

○事務局 特にないようですので、次に、非公開案件について、議案第6号「白井市優良児童生徒表彰の推薦について」、報告第1号「要保護準要保護児童生徒の認定について」は、白井市情報公開条例第9条第1項第1号に該当する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○事務局 出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第6号、報告第1号は非公開となります。これより議事に入ります。

本日の議事進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、教育長から事前に久保委員が指名されております。

6の議決事項、7の報告事項について、進行をお願いいたします。

なお、8の委員質疑はございません。

それでは、久保委員、よろしくをお願いいたします。

○久保委員 ただいま指名されました久保です。

これより議決事項、報告事項について議事進行を行います。よろしく申し上げます。

議案第1号「白井市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」

○久保委員 日程6、議決事項、議案第1号「白井市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」事務局から説明をお願いします。

○榛沢教育部長 それでは、議案第1号「白井市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」御説明いたします。

本案は、白井市立清水口小学校、池の上小学校、白井中学校、七次台中学校に新たに設置される学校運営協議会委員を委嘱及び任命するために提出するものでございます。

それでは、1ページ、白井市立清水口小学校、2ページ、池の上小学校、3ページ、白井中学校、4ページ、七次台中学校、いずれも校長より推薦がありました運営協議会における新任委員の名簿を記載しております。少しお時間を取りますので御覧ください。

よろしいでしょうか。

委員の定数は15人以内で、任期は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となっております。

以上で、議案第1号「白井市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○久保委員 ありがとうございます。

議案第1号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

○井上教育長 確認です。ここに4校、桜台小中学校の今のところ6校で、あと8校だと思いますが、8校は、次回名簿が上がってくると考えてよろしいでしょうか。

○榛沢教育部長 そのとおりでございます。次回に、ほか8校が上がってくるものと思われま

以上です。

○久保委員 よろしいでしょうか。

○井上教育長 はい。

○久保委員 ほかにはいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 では、御質問等がないようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久保委員 それでは、議案第1号については原案のとおり決定いたします。

議案第2号 「白井市附属機関条例の一部改正に係る意見聴取について」

議案第3号 「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」

○久保委員 議案第2号 「白井市附属機関条例の一部改正に係る意見聴取について」及び議案第3号 「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

これらの議案は関連案件ですので、一括して審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久保委員 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。

議案第2号及び議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

○落合教育総務課長 それでは、議案第2号 「白井市附属機関条例の一部改正に係る意見聴取について」及び議案第3号 「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」の御説明をさせていただきます。こちらの2議案につきましては関連性がございますので、一括で御説明いたします。

初めに、議案第2号 「白井市附属機関条例の一部改正に係る意見聴取について」から御説明させていただきます。

本案につきましては、令和7年第1回白井市議会定例会に提案する教育委員会に係る議案について、議会の議決を要するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、教育委員会議に諮るものでございます。

資料といたしまして、新旧対照表を添付しておりますので、そちらを御覧ください。

この別表中の教育委員会の項のうち、目となる白井市放課後子どもプラン推進委員会及び白井市立桜台小学校・桜台中学校給食調理業務委託業者選定委員会、さらに、この附属機関の担任する事務から任期までの目を削除するものでございます。

続きまして、議案第3号 「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

本案につきましては、白井市附属機関条例の一部改正に伴い、白井市教育委員会附属機関規則の一部改正を行うため提案するものでございます。

資料といたしまして、新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。

この別表中の白井市放課後子どもプラン推進委員会及び白井市立桜台小学校・桜台中学校給食調理業務委託業者選定委員会の項及び目となる庶務担当機関を削除するものでございます。

以上が議案第2号及び3号の御説明となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○久保委員 ありがとうございます。

では、議案第2号、議案第3号について、御質問等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 御質問はないようですので、議案第2号及び議案第3号についてお諮りします。

議案第2号及び議案第3号について、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久保委員 それでは、議案第2号及び議案第3号については原案のとおり決定いたします。

議案第4号 「令和6年度白井市教育費補正予算（第11号）（案）」

○久保委員 議案第4号 「令和6年度白井市教育費補正予算（第11号）（案）」について、事務局から説明をお願いします。

○落合教育総務課長 それでは、議案第4号 「令和6年度白井市教育費補正予算（第11号）（案）」について御説明させていただきます。

本案につきましては、令和7年第1回白井市議会定例会に提案する予算案について、議会の議決を要するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、教育委員会議に諮るものでございます。

添付の資料の御説明をさせていただきますので、資料を御覧ください。

初めに、継続費につきまして御説明させていただきます。

こちらの二つの継続費につきましては、桜台小学校の校舎大規模改修工事と、この工事に伴って実施する中学校の一部改修工事となりますので、一括で御説明をさせていただきます。

1番、9款教育費、2項小学校費、事業名は、桜台小学校校舎改修及び桜台中学校校舎一部改修工事となります。年割額は、令和6年度、5億4,705万7,000円、令和7年度、2億1,989万6,000円、令和8年度、3億2,984万4,000円、総額は10億9,679万7,000円となります。

2番、2項中学校費、事業名は小学校費と同様となります。年割額は、令和6年度、1億3,618万1,000円、令和7年度、1,719万2,000円、令和8年度、2,579万円、総額で1億7,916万3,000円となります。

小学校費につきましては、白井市学校施設の長寿命化計画に基づき、竣工から31年が経過した校舎の改修工事及びエレベーター設置に伴うエレベーター棟の増築工事、また、給食を給食センターから提供するに当たり、給食調理室から配膳室への改修工事などを行うためとなります。

また、中学校費につきましては、小学校と同様に、給食センターから給食の提供を受けるための配膳室への改修工事及び小学校と中学校は1棟の建築物となることから、小学校の増築に伴い、建築基準法等の関係法令の既存不適格部分を現行法令に適合させるための改修工事を行うため、工事請負費及び工事監理委託料を3か年度の継続費とするものでございます。

続きまして、債務負担行為について御説明させていただきます。

ちば施設予約システム経費につきましては、期間を令和6年度から12年度までとし、限度額を1,241万1,000円として債務負担行為を設定しておりましたが、次期システム構築のための入札を千葉県が執行したところ、入札が不調となったことから、現行システムを令和8年度まで延長し、使用し続けることとなったため、債務負担行為を廃止するものでございます。

続きまして、次のページの歳出予算につきまして御説明をさせていただきたいと思ひます。

1番、教育支援課、9款1項3目、教育総務費、指導費、補正額130万8,000円の減額につきましては、学校支援アドバイザーが8月末で退職したため、報酬等を補正するものでござひます。

2番、教育支援課、1項3目、教育総務費、指導費、補正額104万円の減額につきましては、児童生徒及び教職員の健康診断がおおむね終了したことから、不用額を補正するものでござひます。

3番、学校政策課、1項3目、教育総務費、指導費、32万6,000円の減額につきましては、会計年度任用職員の勤務実態等を精査し、不用額を補正するものでござひます。

なお、この後の4番から6番につきましても、同様の補正理由によるものでござひますので、補正理由を省略させていただきたいと思ひております。

4番、教育支援課、1項3目、教育総務費、指導費、123万2,000円の減額。

5番、学校政策課、1項4目、教育総務費、学校事務費、82万3,000円の減額。

6番、学校政策課、1項4目、教育総務費、学校事務費、52万7,000円の減額となります。

続きまして、7番、教育総務課、2項3目、小学校費、学校建設費、5億4,705万7,000円の増額につきましては、継続費で御説明したとおり、桜台小学校校舎大規模改修工事に伴う工事請負費及び工事監理委託料の現年度予算を計上するものでござひます。

8番、教育総務課、3項3目、中学校費、学校建設費、1億3,618万1,000円の増額につきましては、継続費で御説明したとおり、給食調理室から配膳室への改修や既存不適格部分への対応工事等を実施するための工事請負費及び工事監理委託料の現年度予算を計上するものでござひます。

9番、文化センター、9款4項5目、社会教育費、文化センター費、2万円の増額につきましては、文化センター改修に要する経費の財源に充てるために設置している募金箱の収入分を基金へ積み立てるための補正となるものです。

10番、学校給食センター、5項3目、保健体育費、学校給食費、889万1,000円の減額につきましては、千葉県学校給食費第3子無償化補助金の対象者がおおむね確定したことから、補正するものでござひます。

11番、学校給食センター、5項3目、保健体育費、学校給食費、50万5,000円の減額につきましては、10番の理由と同様に、補助対象者がおおむね確定したことによる補正となります。

以上が歳出になります。

次のページに移っていただき、歳入について御説明させていただきたいと思ひます。

1番、教育総務課、15款2項6目1節、教育費補助金、1億1,295万1,000円の増額につきましては、桜台小学校校舎改修及び桜台中学校校舎一部改修工事に見込んでいる国庫補助金である学校施設環境改善交付金を計上するものでござひます。

2番、学校政策課、15款2項6目1節、教育費補助金、17万6,000円の減額につきましては、教育支援体制整備事業費補助金の補助対象となる歳出経費の減に伴い補正するものでござひます。

3番、学校給食センター、16款2項7目1節、教育費補助金494万3,000円の減額につきましては、千葉県学校給食費第3子無償化補助金の補助対象者数がおおむね確定したことから補正するものでござひます。

4番、文化センター、21款3項2目1節、雑入、2万円の増額につきましては、文化センター改修に係る募金箱の収入分を補正するものでござひます。

以上、議案第4号の御説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保委員 ありがとうございます。

議案第4号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

○齊藤委員 2ページの3番、学校政策課の教育総務費、指導費、補正額が32万6,000円で、その他の財源で20万円。この財源は何か教えてください。

○榛沢教育部長 こちらにつきましては、まちづくり寄附金がここに充てられているということでございます。ふるさと納税のまちづくり寄附金です。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○久保委員 ほかにはいかがでしょうか。

○井上教育長 確認です。1ページの債務負担行為で、先ほどの説明では、千葉県のちば施設予約システムが入札不調ということで、聞きたいのは、このシステムは、千葉県の市町村が全部加盟しているというシステムなのかという質問です。

○西口生涯学習課長 今の御質問ですけれども、千葉県と14市町が加盟というか、使用しているシステムでございます。

○井上教育長 千葉県以外の14ということですか。

○西口生涯学習課長 はい。

○井上教育長 分かりました。そこがお金を規模によって分担して、県に支出しているという考えでよろしいのですか。

○西口生涯学習課長 協議会をつくって、その事務局を千葉県がやっているという形になります。以上です。

○井上教育長 分かりました。

○久保委員 ほかにはいかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久保委員 では、議案第4号についてお謀りします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久保委員 それでは、議案第4号については原案のとおり決定いたします。

議案第5号 「令和7年度白井市教育費当初予算（案）について」

○久保委員 続いて、議案第5号 「令和7年度白井市教育費当初予算（案）について」事務局から説明をお願いします。

○落合教育総務課長 それでは、議案第5号 令和7年度教育費当初予算（案）に係る意見聴取についての御説明をさせていただきます。

本案は、令和7年第1回白井市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことによるものでございます。

資料、令和7年度教育費当初予算要求状況の1ページ目を御覧ください。

まず、総括表から御説明させていただきます。

歳出につきましては、令和7年度当初予算、27億849万4,000円で、前年度から1億7,

777万2,000円の増額となります。

歳入につきましては、令和7年度当初予算3億6,031万2,000円で、前年度から2,307万円の増額となっております。

続きまして、次のページの継続費及び債務負担行為につきましては、担当する各課から順次、御説明させていただきたいと思っております。

○高花文化センター長 継続費につきましては、文化センターから御説明させていただきます。
2ページになります。

9款4項文化センター大規模改修基本計画策定事業につきましては、文化センター大規模改修の基本計画を2か年度で策定する予定のため、年割額、令和7年度、4,152万1,000円、8年度、467万7,000円、総額4,619万8,000円を継続費とするものです。

以上、継続費の説明となります。

○榛沢教育部長 続きまして、債務負担行為について御説明させていただきます。

1番、小中学校学習用端末等整備事業（延長分）につきましては、ソフトウェアの継続利用のため、期間が令和7年度から令和8年度までの2か年度で、限度額1億2,740万7,000円を債務負担行為とするものです。

以上です。

○西口生涯学習課長 続きまして、2番、放課後子ども教室運営業務委託料につきましては、令和7年度に学童保育と同一の委託業者を選定する予定であり、委託期間については、令和8年度から5年間の長期継続契約とするため、期間が令和7年度から12年度までの6か年度で、限度額1億3,585万円を債務負担行為とするものです。

続きまして、3番、青少年女性センター指定管理料につきましては、令和7年度に指定管理者を選定し、指定管理期間については、令和8年度からの3年間とするため、令和7年度から10年度までの4か年で、限度額278万5,000円を債務負担行為とするものです。

以上です。

○高花文化センター長 続きまして、4番、図書館電算システム運用経費につきましては、現行のシステムリース期間満了に伴い、再リースの後、令和7年度末に5年間の次期システム契約を行うため、期間が令和7年度から令和12年度までの6か年度で、限度額1億1,899万8,000円を債務負担行為とするものです。

以上、債務負担行為の御説明でございます。

○久保委員 ありがとうございます。

○落合教育総務課長 続きまして、次のページ、教育費当初予算の歳出の御説明をさせていただきます。

説明につきましては、先ほどと同様に、担当課ごとに御説明させていただきます。増減額または増減率の大きな事業及び新規事業を中心に御説明させていただきます。

それでは、教育総務課から御説明させていただきます。

資料の3ページでございます。

2番、9款1項2目、事務局費、3事業、会計年度任用職員人件費につきましては、新規事業となり、4,448万9,000円を計上するものでございます。

昨年度までは、各課で会計年度任用職員の人件費を予算計上しておりましたが、来年度から一般職員人件費と同様に、事業に属する財務上の款項目の項にまとめるということになりましたので、こういう形で新規事業として計上させていただいているところでございます。

実際に教育総務課で御説明いたしますと、款項目の項は、1項の教育総務費に該当する事業である、教育総務事務に要する経費に計上していた旧平塚分校の用務員の人件費が、こちらの事業に該当いたします。

そのほか学校政策課で計上していた学校の用務員、ICT支援員、教育支援課で計上していた学校支援アドバイザーや教育相談員、教育センター支援員などが、こちらの予算に今年度から計上されているものでございます。

なお、例外として、補助教員ですとか個別支援学級支援員など、事務の補助職員ではなく専門性のある会計年度任用職員の人件費は、今年度と同様に、その属する事業への計上としております。この予算計上への取組につきましては、教育委員会以外の部署でも、令和7年度当初予算から同様の予算計上となっていることをお伝えします。

3番、4事業、教育総務事務に要する経費につきましては97万3,000円計上し、前年度から25万7,000円の減額となります。主な理由といたしましては、先ほどの会計年度任用職員人件費を移管したこと及び機械警備委託料が今年度入札にて契約額を決定したことによる減額となるものでございます。

5番、6事業、教育資金利子補給に要する経費につきましては、7万2,000円を計上し、前年度から10万9,000円の減額となります。主な理由といたしましては、対象者数が減少したことによるものでございます。

8番、9款2項3目、小学校費、学校建設費、1事業、小学校施設改修等事業につきましては、2億2,637万1,000円を計上し、前年度から1億9,429万1,000円の増額となります。主な理由といたしましては、今年度から進めております学校施設の長寿命化計画改定業務委託料及び桜台小学校の大規模改修工事の工事請負費、工事監理業務委託料を計上したことによるものでございます。

10番、9款3項1目、中学校費、学校管理費、4事業、中学校教育環境向上事業につきましては、5,717万1,000円を計上し、前年度から632万5,000円の増額となります。主な理由といたしましては、放送設備の改修工事や消防設備の改修工事などの増加によるものでございます。

11番、3目、学校建設費、1事業、中学校施設改修等事業につきましては、2,079万円を計上し、前年度から1,701万8,000円の増額となります。主な理由といたしましては、小学校費と同様に、学校施設の長寿命化計画改定業務委託料及び桜台中学校の改修工事の工事請負費、工事監理業務委託料を計上したことによるものでございます。

以上が教育総務課の歳出予算となります。

○榛沢教育部長 続きまして、学校政策課の歳出予算を説明させていただきます。

資料の4ページを御覧ください。

1番、9款1項3目、指導費、8事業、地域人材活用事業（地域との協働）につきましては、1,894万7,000円計上し、前年度から1,169万5,000円の増額となります。主な理由といたしましては、部活動地域展開の対象が6種目から20種目に拡大することによる部活動地域事業

業務委託料の増額によるものでございます。

2番、3目、指導費、11事業、学校安全対策事業（通学路）につきましては、3,942万6,000円計上し、前年度から485万6,000円の減額となります。主な理由としましては、令和5年度、令和6年度の運行実績に基づき、スクールバス運行业務委託料を積算したことによるものです。

3番、4目、学校事務費、1事業、学校事務に要する経費につきましては、1,209万8,000円計上し、前年度から3,187万5,000円の減額となります。これは、会計年度任用職員人件費を9款1項2目、3事業へ移管したことによるものです。

4番、4目、学校事務費、2事業、補助教員配置事業につきましては、7,680万8,000円計上し、前年度から2,163万8,000円の増額となります。主な理由といたしましては、不登校児童生徒の支援として、校内教育支援センターを順次設置し、センターに勤務する支援員を新規で配置することによるものです。

7番、2項2目、教育振興費、2事業、要保護準要保護児童就学援助に要する経費につきましては、1,980万2,000円計上し、前年度から120万5,000円の増額となります。主な理由といたしましては、令和6年度の実績に基づき、要保護準要保護児童支援援助費を積算したことによるものです。

以上が学校政策課の歳出予算となります。

○大高教育部参事 続きまして、教育支援課の歳出予算を説明させていただきます。

資料5ページを御覧ください。

4番、9款1項3目、指導費、4事業、ひだまり館の維持管理に要する経費につきましては、229万2,000円を計上し、前年度から92万5,000円の増額となります。主な理由としては、ひだまり館にある高圧受電設備のPCB廃棄物の含有調査費、処分費を計上したことによるものです。

5番、指導費、5事業、教職員研修に要する経費につきましては、10万5,000円を計上し、前年度から1万5,000円の増額となります。主な理由としては、白井市研究指定校を2校増やし、学校教育のさらなる充実及び教職員の資質向上のための研修の経費を計上したことによるものです。

6番、指導費、6事業、平和教育に要する経費につきましては、市内の中学生を対象とした平和に関する体験学習を目的とした中学生平和使節団派遣を新規事業として、220万円を新たに計上するものです。

7番、指導費、7事業、地域人材活用事業（学習での活用）につきましては、217万1,000円計上し、前年度から106万1,000円を減額するものです。主な理由としては、学校評議員制度が廃止され、学校評議員報酬が減額されるものです。

9番、指導費、10事業、学校安全対策事業（環境衛生・安全指導）につきましては、267万1,000円を計上し、前年度から47万7,000円の増額となります。主な理由としては、令和7年度に配布する中学新1年生用の通学用ヘルメットを令和6年度12月補正において、軽量化及び熱中症対策のために変更しました。令和8年度の中学1年生にも同様のヘルメットを配布するために計上したことによるものです。

13番、指導費、15事業、特別支援教育事業につきましては、4,878万7,000円を計上し、290万6,000円の増額となります。主な理由としては、令和6年度の給与改定に伴う人件

費の増額分を計上したことによるものです。

15番、9款3項2目、教育振興費、1事業、中学校教材整備に要する経費につきましては、50万5,000円を計上し、前年度から76万8,000円の減額になります。これにつきましては、生徒数及び学校側の備品要望の変動によるものです。

以上が教育支援課の歳出予算となります。

○西口生涯学習課長 続きまして、生涯学習課の歳出予算を説明させていただきます。

資料6ページを御覧ください。

2番、9款4項1目、社会教育総務費、3事業、社会教育総務事務に要する経費につきましては、73万8,000円を計上し、前年度から207万6,000円の減額となっております。これにつきましては、会計年度任用職員の人件費を1番の社会教育総務費、02事業に人件費を計上したことによるものです。

5番、6事業、青少年相談員活動支援に要する経費につきましては、150万4,000円を計上し、前年度から59万9,000円増額となっておりますが、これにつきましては、令和7年度の委嘱替えに伴い、活動用のジャージを計上したことによるものです。

10番、11事業、市史編さん事業につきましては、12万9,000円計上し、3万8,000円の増額となっておりますが、これにつきましては、歴史公文書委託費の人件費の増によるものです。

11番、12事業、文化財調査事業につきましては、299万1,000円計上し、前年度から172万8,000円増額となっておりますが、これにつきましては、候補資料調査の謝礼と委託料を新規計上したこと及び古文書の翻訳料を増額したことによるものです。

12番、13事業、文化財保護・周知事業につきましては、106万7,000円計上し、前年度から203万9,000円の減額となっておりますが、これにつきましては、令和6年度に行った滝田家住宅の保存修理工事に対する補助金が全部減額になったことによるものです。

13番、14事業、埋蔵文化財・文化財記録・保護事業につきましては、140万9,000円を計上し、前年度から29万円増額となっておりますが、これにつきましては、委託費の人件費の単価が増額になったことによるものです。

7ページを御覧ください。

16番、9款4項2目、01事業、公民館管理費につきましては、7,661万7,000円計上し、前年度から1,926万3,000円増額となっておりますが、これにつきましては、桜台センターで長寿命化工事、基本設計委託料を新規で計上したことによるものです。

18番、9款4項4目、01事業、学習等供用施設費につきましては、3,918万4,000円を計上し、前年度から324万3,000円の増額となっておりますが、これにつきましては、令和7年度からの指定管理料の増額と、管理用備品として長机を購入することによるものです。

19番、9款5項1目、02事業、学校給食費となっておりますが、正しくは保健体育総務費です。訂正をお願いします。これにつきましては、107万7,000円を計上し、全部増額となっておりますが、これにつきましては、学校給食センターで計上していた会計年度任用職員1名分の人件費を計上替えしたことによるものです。

21番、9款5項1目、04事業、スポーツ推進活動に要する経費につきましては、114万8,000円を計上し、前年度から44万3,000円減額となっておりますが、これにつきましては、

昨年度、委員全員分のユニフォームを購入し、今年度は、補充委員分のみで購入による減額となっております。

22番、9款5項1目、05事業、学校体育施設開放に要する経費につきましては、40万2,000円計上し、前年度から13万7,000円増額となっておりますが、これにつきましては、バスケットボールのゴール用リモコンを購入することによるものです。

23番、9款5項1目、06事業、社会体育施設管理運営に要する経費につきましては、1,455万2,000円計上し、前年度から252万8,000円増額となっておりますが、これにつきましては、十余一公園テニスコートの修繕費を計上したことによるものです。

25番、9款5項1目、08事業、各種スポーツ大会開催事業につきましては、481万1,000円計上し、前年度から121万9,000円増額となっておりますが、これにつきましては、郡民スポーツ大会のユニフォームを購入すること及び梨マラソン大会の補助金が増額になることによるものです。

26番、9款5項2目、01事業、白井運動公園管理運営に要する経費につきましては、4,087万7,000円を計上し、前年度から1,306万6,000円増額となっております。これにつきましては、陸上競技場の写真判定機の老朽化により買い換えるものです。

以上が生涯学習課の歳出予算となります。

○高花文化センター長 続きまして、文化センターの歳出予算を説明させていただきます。

資料8ページを御覧ください。

1番、9款4項5目、文化センター費、2事業、会計年度任用職員人件費につきましては、昨年度までは、各係、班で会計年度任用職員の人件費を予算計上しておりましたが、今年度から文化センターで採用している会計年度任用職員人件費を一括で本事業へ計上することになりましたので、新規事業となり、5,065万9,000円を計上するものです。

なお、この人件費につきましては、文化センター管理班の事務補助員、図書館系の司書と事務補助員、プラネタリウム館の解説員、郷土資料館の資料調査員と事務補助員、文化会館の事務補助員の人件費を計上しております。

2番、9款4項5目、3事業、文化センター管理運営に要する経費につきましては、1億153万4,000円を計上し、前年度から313万円の増額となります。主な理由としては、光熱費として、電気、ガス燃料価格の高騰及び使用量増、ガス料金をJクレジットを用いたカーボンオフセット都市ガスを導入するための増、長期継続契約の施設総合管理委託料の前年度途中に新規契約した額が、物価高騰や人件費の増により増加したことによる増、会計年度任用職員人件費が2事業へ移管したことに伴う減によるものです。

3番、9款4項5目、4事業、文化センター改修基金管理に要する経費につきましては、1,000円を計上し、前年度から1,499万9,000円の減額となります。今年度の基金積立金額が未確定であることから、窓口計上としています。

4番、9款4項5目、5事業、文化センター改修等事業につきましては、4,153万6,000円を計上し、前年度から2,433万5,000円の増額となります。主な理由としては、複合施設であるため、大規模改修に向けた基本計画策定業務委託料が、当初想定していた以上に専門性の高い人材の投入が必要となったこと、また、昨今の労務単価の上昇に伴い、事業費が増加したことによる

ものです。

5番、9款4項6目、1事業、図書館電算システム運用に要する経費につきましては、3,396万1,000円を計上し、前年度から1,846万4,000円の増額となります。主な理由としては、債務負担行為で御説明しました図書館電算システム更新委託料として、現行システムの契約満了に伴い、次期システムへ移行するためのデータ抽出経費及びシステム構築のための委託料の増額に伴い、事業費が増加したことによるものです。

6番、9款4項6目、2事業、図書館サービス推進事業につきましては、564万4,000円を計上し、前年度から3,472万5,000円の減額となります。主な理由としては、会計年度任用職員の人件費が9款4項5目、2事業へ移管したことによるものです。

8番、9款4項7目、1事業、プラネタリウム館運営事業は388万5,000円を計上し、前年度から1,046万6,000円の減額となります。主な理由としては、会計年度任用職員人件費が9款4項5目、2事業へ移管したこと及び光学式プラネタリウムの賃貸借が終了したことによるものです。

9番、9款4項8目、1事業、郷土資料館管理運営に要する経費につきましては、86万3,000円を計上し、前年度から255万4,000円の減額となります。主な理由としては、会計年度任用職員人件費が9款4項5目、2事業へ移管したことによるものです。

10番、9款4項8目、2事業、郷土資料館展示・教育普及事業につきましては、103万3,000円を計上し、前年度から85万3,000円の減額となります。主な理由としては、今年度は企画展の実施年ではなく、準備年のため、企画展関係書籍の印刷がないことによるものです。

11番、9款4項8目、3事業、市民学芸スタッフ古文書修補活動事業につきましては、8万3,000円を計上し、前年度から7万7,000円の減額となります。主な理由としては、修補難度が高く、時間のかかる古文書に取りかかるようになり修補枚数が少なくなる分、それに係る消耗品が減ることによるものです。

13番、9款4項9目、2事業、文化会館自主事業運営事業につきましては、288万6,000円を計上し、前年度から47万8,000円の増額となります。主な理由としては、自主事業として「千葉交響楽団弦楽アンサンブルコンサート」を開催することに伴う公演手数料の増額によるものです。

以上が文化センターの歳出予算となります。

○大高教育部参事 続きまして、給食センターの歳出予算を説明させていただきます。

資料9ページを御覧ください。

1番、9款5項3目、学校給食費、1事業、学校給食センター総務事務に要する経費につきましては、560万9,000円を計上し、前年度から198万8,000円減額となります。主な理由としましては、会計年度任用職員人件費が9款5項1目、2事業へ移管したことによるものです。

2番、9款5項3目、学校給食費、2事業、学校給食センター運営に関する経費につきましては、7億8,689万7,000円を計上し、前年度から3,289万4,000円の増額となります。主な理由としましては、令和7年9月から、桜台小中学校の給食を給食センターから提供することになることに伴い、食数が増えることから、賄材料費や給食センターの維持管理運営業務委託料などが増額となるものです。

3番、9款5項3目、学校給食費、3事業、桜台小中学校給食運営に要する経費につきましては、2,491万2,000円計上し、前年度から3,417万4,000円の減額となります。主な理由としましては、桜台小中学校の給食が令和7年9月から給食センターから提供することに伴い、給食調理業務委託料などが減額となるものです。

以上が給食センターの歳出予算の報告となります。

○落合教育総務課長 続きまして、歳入予算について御説明させていただきます。歳入につきましても、増減額の大きいものを中心に御説明させていただきます。

では、10ページを御覧ください。

1番、14款1項5目1節、教育使用料、教育総務使用料につきましては、3万3,000円を計上し、前年度から46万7,000円の減額となります。理由といたしましては、前年度まで小中学校の近隣に位置する公共施設等へ勤務する職員の駐車場使用料を計上しておりましたが、次のナンバー2の教育使用料、教育総務使用料へ移管したことにより、減額となりました。

なお、計上した額には、学校敷地内に設置している電力事業者や通信事業者の電柱などの使用料を見込んでいるものでございます。

2番、教育使用料、教育総務使用料につきましては、126万1,000円を計上しております。先ほど御説明した駐車場の使用料をこちらに計上しているものでございます。

3番、15款2項6目1節、教育費国庫補助金、教育費補助金につきましては、4,966万円を計上しております。こちらにつきましては、桜台小中学校の改修工事の国庫補助金を見込んでいるものでございます。

以上が教育総務課の歳入予算となります。

○榛沢教育部長 続きまして、学校政策課の歳入予算を説明させていただきます。

資料の11ページを御覧ください。

5番、15款2項6目1節、教育費国庫補助金、教育費補助金につきましては、66万6,000円を計上し、前年度から127万5,000円減額となります。理由といたしましては、補助対象項目及び補助対象経費が前年度とは異なることによるものです。

6番、6目1節、教育費国庫補助金、教育費補助金並びにナンバー7、7目1節、教育費県補助金、教育費補助金につきましては、ともに新規で591万9,000円を計上しております。これは、新たに設置する校内教育支援センターの支援員配置に係る経費に、校内教育支援センター設置促進補助金を見込んでいるものでございます。

以上が学校政策課の歳入予算となります。以上です。

○大高教育部参事 続きまして、教育支援課の歳入予算を説明させていただきます。

資料は12ページになります。御覧ください。

2番、15款2項6目1節、教育費国庫補助金、教育費補助金につきましては、113万5,000円を計上し、前年度より33万9,000円の減額となります。理由としては、各校が要望する備品が前年度より少ないため、理科教育設備整備費等補助金の減額となりました。

3番、16款2項7目1節、教育費県補助金、教育費補助金につきましては、7万円を計上しております。これは、令和6年度の補正で予算化されたため、令和6年度の当初予算には計上されていませんでした。こちらにつきましては、心のバリアフリー教育推進校に、令和7年度も本市から1校推

薦する予定があり、県から令和6年度と同額の心のバリアフリー教育推進事業補助金を見込んでいるものでございます。

以上が教育支援課の歳入予算となります。

○西口生涯学習課長 続きまして、生涯学習課の歳入予算を説明させていただきます。

資料13ページを御覧ください。

2番、14款1項5目3節、教育使用料、体育施設使用料、グラウンド照明使用料につきましては、76万7,000円計上し、前年度から16万5,000円の増額となります。理由としましては、令和6年度の実績を勘案し、見込んだことによります。

5番、テニスコート使用料につきましては、55万4,000円計上し、前年度から25万2,000円減額となります。理由としましては、令和6年度のこちらも実績を勘案し、見込んだことによります。

6番、競技広場使用料につきましては、175万2,000円計上し、前年度から67万6,000円増額となります。理由としましては、使用料の見直しで値上げになる部分も見込んだことによります。

9番、16款2項7目1節、教育費県補助金、教育費補助金、放課後子どもプラン活動費補助金につきましては、328万6,000円計上し、前年度から164万3,000円増額となります。理由としましては、令和7年度から、七次台小学校で放課後子ども教室を開設するためによります。

11番、21款3項2目1節、雑入、コピー代につきましては、2万4,000円計上し、前年度から17万円の減額となります。理由としましては、白井駅前センターと富士センターが、6月から自らコピー機を調達するため、2か月分のコピー機使用料だけ市に納入することが理由によります。

12番、千葉県スポーツ振興基金助成金は、前年度から皆減の12万円減額になりますが、理由としましては、助成金が隔年で交付されることが理由になります。

13番、スポーツ振興くじ助成金につきましては、800万円計上し、前年度から皆増、全額増となります。理由としましては、歳出でも申し上げました白井梨マラソン大会の財源確保及び白井運動公園の写真判定機の買い替えのため、助成金を申請することによります。

14番、光熱水費実費負担金につきましては、164万9,000円計上し、前年度から24万9,000円の増額となります。理由としましては、学校体育施設開放に関わる利用者が払う電気使用料について、令和6年度実績を勘案したことによります。

以上が生涯学習課の歳入予算となります。

○高花文化センター長 続きまして、文化センターの歳入予算を御説明させていただきます。

資料14ページを御覧ください。

1番、14款1項5目2節、教育使用料、社会教育使用料は、文化会館施設使用料として1,664万円を計上し、前年度から83万7,000円の減額となります。理由としては、一昨年度下半期及び昨年度上半期の実績に基づき、予算計上したことによるものです。

3番、16款1項3目1節、教育費県負担金は、千葉県民芸術劇場公演県負担金として120万1,000円を計上し、前年度から全額増額となります。理由としては、本年度新たに実施する千葉県民芸術劇場公演に伴う県負担金の増額によるものです。

4番から12番は、21款3項2目1節、雑入となります。

4番は、コピー代等で9万4,000円を計上し、前年度から4万円の増額となります。理由は、前年度実績に基づき算出した見込み額の増によるもので、該当は図書館、文化会館、郷土資料館の来館者利用に係るものとなります。

5番は、書籍等販売収入で16万4,000円を計上し、前年度から10万円の減額となります。理由は、前年度途中実績に基づき算出した見込み額の減によるもので、該当は郷土資料館の書籍となります。

6番は、会計年度任用職員等雇用保険負担金で、今年度は予算の計上がなく、前年度から17万3,000円全額減額となります。理由は、文化センター内の会計年度任用職員の雇用保険のうち、個人負担分の予算を人事課で一本化したことに伴う減によるものです。

以上が文化センターの歳入予算となります。

○久保委員 ありがとうございます。

○大高教育部参事 続きまして、学校給食センターの歳入予算について説明させていただきます。

資料15ページを御覧ください。

1番、13款1項3目2節、教育費負担金、学校給食費負担金につきましては、2億907万円を計上し、前年度から6,077万円の減額となります。主な理由としましては、経済的負担が大きくなる学年の給食費を全額公費負担とすることによるものです。

2番、13款1項3目2節、教育負担金、学校給食費負担金につきましては、136万1,000円を計上し、前年度から66万4,000円の減額となります。理由としましては、積算根拠である収納率が前年度より下がったことによるものです。

4番、16款2項7目1節、教育費県補助金、教育補助金につきましては、1,652万9,000円を計上し、351万7,000円の減額となります。理由としましては、第3子以降の対象者数が減ったことによるものです。

以上が給食センターの歳入予算の説明でございます。

○落合教育総務課長 以上で、議案第5号 令和7年度教育費当初予算（案）に係る意見聴取についての御説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保委員 ありがとうございます。

○井上教育長 西口生涯学習課長の言い間違いがあったと思います。指摘をして、今直してください。

○西口生涯学習課長 13ページ、歳入、12番、21款3項2目1節、雑入、千葉県スポーツ基金助成金は、正しくは12万円が増額です、訂正させていただきます。

11番、21款3項2目1節、雑入、コピー代、正しくは前年度から14万6,000円減額です。訂正いたします。

○久保委員 ありがとうございます。

では、議案第5号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

○松田委員 2ページの債務負担行為、1番、小中学校学習用端末等整備事業の延長版ということで、ソフトウェアという説明もあったのですが、こちらは、ICT機器の延長が終了した後、新しいタブレットになるのでしょうか。

○榛沢教育部長 お答えします。児童生徒が現在使用しているタブレット端末につきましては、令和9年4月より、新しい端末にする予定でございます。

また、各教室についている大型提示装置、プロジェクターにつきましては、もう少し使用ができるということで、令和10年の9月より、新しい機器に利用開始を予定しております。

以上でございます。

○久保委員 よろしいでしょうか。ほかにはいかがですか。

○齊藤委員 3ページ、8番と11番です。小学校施設改修等の事業ということで、昨年も2月に質問をさせていただきました。桜台小中学校の改修工事ということで、昨年は、カーペットのところをフローリングや塩ビシートに交換の予定ということでしたので、それもどういった形になったのかということ、もう一つは、壁紙のクロスに使う接着剤、シックスクールというものがないかの確認です。よろしくをお願いします。

○落合教育総務課長 それでは、工事の内容だと思われまますので、おおむねの工事の内容を少し御説明させていただきたいと思えます。

こちら工事につきましては、小中学校とも給食調理室がなくなりまして、給食センターから給食を配膳されるようになりますので、給食調理室を配膳室へ改修する工事、また、小学校では、先ほど齊藤委員も言われたように、カーペットを木質の床材へ改修するといった工事、あるいは壁、天井、こういったところの内装材の更新、または、塗装の塗り替え工事、こういったところを考えております。

さらに外部では、外壁の補修を行ったり、補修した後の塗装の塗り替え、また、屋上防水、こういったところの改修。

さらに外構工事では、給食配膳に伴って、駐車場の一部改修といったところをやっているかと思っております。

また、門扉の新設やフェンスの更新、こういった防犯対策工事でありますとか、バリアフリーへの対策工事として、エレベーターの新設、また、多目的トイレが今のところないので、多目的トイレの新設工事、段差の解消工事や手すりの改修工事、こういったところを予定しております。

さらに照明器具のLED化、受変電設備などの電気設備の改修工事、あと老朽化している受水槽やポンプ類といったところの給排水設備や空調設備の改修工事、更新工事、こういったところを予定しているところでございます。

以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。内装工事の壁、これは塗装それともクロス貼りですか。

○落合教育総務課長 シックスクールの件につきましては、改修内容には、塗装もクロスの部分もでございます。ですが、シックスクールといった揮発性有機化合物への対策は、建築基準法でも規制がかかっていますので、建築基準法に基づき適正なものを使用していくと考えておりますので、御安心いただければと思っております。

以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○久保委員 齊藤委員、よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

○中里委員 5ページの6番、平和教育に要する経費について、この使節団を派遣する際に、市費以外の補助金などの特定財源はないのでしょうか。

もう一点、この経費は使節団派遣の経費であって、例えば各校で戦争体験者等の講師を呼んで平和教育をする等の経費は入らないのでしょうか。以上、2点お願いします。

○大高教育部参事 まず、補助金の説明をさせていただきます。現在、広島平和文化センターから情報を提供していただいたり、共有させていただいたりしているのですけれども、その平和文化振興担当より、ヒロシマ平和学習受入プログラムに関連した派遣経費に対する補助制度の創設を検討していると連絡を受けております。これは、広島市が国の財政支援を得て行うものですが、詳細は現在検討中であり、内容としましては、対象者数の上限設定等があります。現在のところ補助率は、自治体が負担する生徒、それから引率者の交通費、宿泊費の経費の3分の1と説明を受けております。

二つ目の質問につきましては、予算とは違うこととなりますので、これについては、また検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○中里委員 ありがとうございます。

○久保委員 ほかにはいかがでしょうか。

○井上教育長 会計年度任用職員の移管の流れなのですけれども、確認ですけれども、教育委員会、文化センター以外の4課についての事務職の会計年度職員は、教育総務課、いわゆる主管課に移管すると捉えたのですが、それはどうですか。

○落合教育総務課長 少し違いまして、財務上の款項目というものがございます。款は、教育委員会は9款、教育費が充てられています。その下に項という、さらに細分化されたものがあります。教育総務課でいいますと、1項が教育総務費という形で持っているところがございます。そこに項の部分で振り分ける。一般の正規職員の人件費が項で振り分けられております。それと同様に、項にいる職員を今回はまとめた形になります。

項というものが各課にまたがっている場合がございます。教育総務費の中には、教育総務課、学校政策課、教育支援課が入っているので、この3課を一まとまりにさせていただきました。

ほかの項にも同じような人件費を持っている項もございます。生涯学習課でいきますと、社会教育総務費という9款4項で持っているところもございます。5項の保健体育総務費には先ほど説明のありました学校給食センターの人件費が入ってきたといったところがございます。

文化センターですと、社会教育総務費に人件費がありますので、ここは生涯学習課と文化センター、二つの課がまたがって持っているところもあります。少し複雑ですけれども、正規職員と同じような考えで今後、予算計上していくという考えを財政部局から聞いております。

以上でございます。

○井上教育長 正規職員と同じ分類にするということですね。人件費を同じ項にする。それは各課にまたがっているのですか。先ほどは、学校政策課の会計年度任用職員とか教育支援課の会計年度任用職員が教育総務課に移ったようなイメージだったのですけれども、それはどうでしょうか。

○落合教育総務課長 教育長が想像しているとおりの、学校政策課の部分と教育支援課の部分は、教育総務課の予算に計上されております。

○久保委員 井上教育長。

○井上教育長 文化センターの話もいろいろなところにもまたがっていたものを一つにしたと聞いて、それは分かりました。これは全庁的にやっているという話で、市はどのようなメリットを目指してやっているのでしょうか。

○落合教育総務課長 今回の措置は、学校に勤めていただく専門的な方々は除いているという部分が

あるのですけれども、基本的に事務補助の方を一般職員と同じような予算計上にしました。というのは、事務補助の方は、その方でなくてもいい、ほぼ同一の募集がかけられるということで、財政上の効率性というか、柔軟性を持てるというのは一つ聞いているところでございます。

以上でございます。

○井上教育長 正規職員も会計年度職員も、いわゆる職員定数としては同じなので、同じにまとめていると。なので、正規職員が長期に休むときには、会計年度職員が入ったりするので、それは同じ定数は1という数字なので、同じにしているのかなど。これは私の考えですけれども、どうなのでしょう。

○落合教育総務課長 定員管理指針上は、正規職員あるいは再任用職員しか入っていないというのがあるので、財政的な考えと人事的な考えは分かりかねるところです。

○井上教育長 どこかに聞いておいてください。

○落合教育総務課長 分かりました。

○井上教育長 以上です。

○久保委員 ほかにはよろしいでしょうか。進行役ですが、1点、お聞きしてもよろしいでしょうか。4ページ、歳出、学校政策課、4番、補助教員配置事業の増額理由を校内教育支援センターを各校配置を目指して、そちらに向けて金額が増と受け取ったのですけれども、令和7年度、具体的にどこの学校に配置とか、もし決まっているようでしたら教えていただけますか。

○榛沢教育部長 お答えします。校内教育支援センターにつきましては、これまでは大山口中学校と南山中学校は、県費負担の教職員が配置されて開設しておりました。それから桜台中学校においては、市費の職員を使って開設しておりました。令和6年度は、年度途中からではございますけれども、七次台中学校が市費の職員を使って開設しておりました。

令和7年度、次年度からは、白井中学校と南山小学校に開設をする予定でございます。

以上でございます。

○久保委員 ありがとうございます。中学校は全部にという形でしょうか。

○榛沢教育部長 そうです。

○久保委員 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○久保委員 御質問等が出尽くしたようですので、議案第5号についてお謀りします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○久保委員 それでは、議案第5号については原案のとおり決定いたします。

これより非公開案件に入ります。

傍聴席の方は、恐れ入りますが、御退室をお願いします。

ここで休憩とさせていただきます。再開は15時25分よろしいでしょうか。

暫時休憩します。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 開議

非公開案件 議案第 6 号 「白井市優良児童生徒表彰の推薦について」

非公開案件 報告第 1 号 「要保護準要保護児童生徒の認定について」

○久保委員 以上、本日の議決事項、報告事項については終了です。

この後の進行は事務局にお返しいたします。

○事務局 久保委員、ありがとうございました。これより事務局が進行を行います。

○その他

○事務局 日程 9、その他です。何かございませんでしょうか。

ないようですので、事務局より 3 月の会議予定をお知らせいたします。

3 月の定例会は、3 月 4 日火曜日午後 2 時からとなります。

事務局からは以上です。

○教育長閉会宣言

○事務局 では、日程 10、閉会宣言、井上教育長、お願いします。

○井上教育長 以上をもちまして、令和 7 年第 2 回白井市教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 4 4 分 閉 会